

支配違江懸る出入について

——撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書を中心として——

石 尾 芳 久

一

関西大学図書館所蔵の馬場家文書は、撰州嶋下郡味舌下村の近世地方文書であり、とくに、支配違江懸る出入に関する多量の訴訟記録を含むという点に特色がある。この史料を最初に発見し、私に提示してくれたのは、本学大学院博士課程学生藤原有和君であり、右史料の考証に關して深き協力を与えてくれたのも同君であることをここに明記し、深謝の意を表する。（訴訟記録そのものの紹介は、次巻より行う。）

当村は、高九百五拾七石六斗三升八合であり、元和の初めより、和州芝村藩織田丹後守（一万石、ほかに預り地五万石余）の飛地支配をうけているのである。馬場家は、当村草分けの家柄であつて、幕末には、他村高をも含め高二百七拾石余を所持する大庄屋・頭庄屋の家格である。

さて、近世幕藩 制の裁判において、上訴の制度がないということは、周知の事実である。

支配違江懸る出入について

一（五五七）

この点について高柳真三氏は、「江戸時代の裁判では上訴の制度がなく、初審すなわち終審を建前としていた。ひとたび裁判にかけられて、判決が下されると、これに不服を申し立てることは、許されなかった。ふるく律令制のともども、民刑を通じて覆審の制があり、中世になっても民事に上訴が認められていた。江戸時代に一審制に変ったことについては問題があるが、つまるところ、権力が強化されていたことに、最大の理由があったと考えられる。しかし、一審制も建前としてのことであつたから、万一裁判に明らかな不正や誤りがあつた場合にも、これを救済する途が全くとざされていたわけではない。」とのべられている(「一審制の裁判」)。

建前として上訴の制度がなく、一審制に変つてきたことの理由について、権力強化の問題のみがあげられていることは、如何であろうか。ミッタイスは、一審制の問題を、刑事裁判に関してではあるが糺問手続との関係において論じているが(「糺問訴訟は自白の獲得を目ざすものであり、上訴なるものを知らなかった。」——「ドイツ法制史概説」世良晃志郎訳、五〇一頁)、そのように、単なる権力強化論ではなくして、裁判体制の本質との関係において、この問題を考察する必要があるであろう。

高柳氏は、律令制のともども民刑を通じて、覆審の制があつたとされている。しかし、律令法の母法を形成していた旧中国の裁判体制において、上訴の問題をそのように単純に取り扱つてよいのであろうか。

周知の如く、旧中国の裁判体制において、事案は、重情細事にわけられ、重情に関しては、いわば自動的に審級が積み重ねられるようになつてきている。そのような裁判体制において、上訴とはいかなる意味をもつてあろうか。重情の事案に関しては上訴の意義は、ほとんど存しないといわなければならない。上訴に関する唐令の条文は、仁井田陞氏「唐令拾遺」によれば『諸語辞訴皆従下始、先由本司本貫、或路遠而躡礙者、随近官司断决之、即不伏、当請

給不理状、至尚書省、左右丞為申詳之、又不伏、復給不理状、經三司陳訴、又不伏者上表、』とある。原審より不理状と称する文書を乞い受けて上訴することになっているが、原審たる官庁の認諾を要する点、および日本令の如く三日と期日を限ることとなっていない点、すなわち上訴の手續開始の期日が不明である点に注目するを要する。事実上の意味において上訴が極めて困難であったことを推測しうる。令集解では、『請不理状』を原審より判状の写しと不理状を乞い受けることとなっているが、不理状を『不服状』と解する説のあることをあげている。しかし、要するに官が与える不服状であるという点に、それは不服の意思の表示ではあろうが、積極的な判決非難という判決への対決の性格をもつものでないことを看取しうる。かかる問題を含めて旧中国の裁判手続の特質につき、これを「判決の確定」という觀念の不存在」という角度から論じた重要な研究として、滋賀秀三氏の「清代の司法における判決の性格（一）・（二）」（『法学協会雜誌』第91巻第8号、第92巻第1号所載）がある。

滋賀秀三氏は、「過去の中国において、訴訟案件を扱った地方長官が、何らかの裁きを与える意味をもって書き記した文章、これを広く一応『判語』もしくは『判牘』と総称するならば、さような文書は相当多数伝存している。もっぱら判語を集めた書籍もあれば、一部を判語の集録に充てた書籍もある。多数人の判語を集めたものもあれば、個人の集もある。従来、南宋時代の『名公書判清明集』が最も有名であり、かつ確かに内容的に価値高き書であるが、清代においては、多くは個人の集として、少なくとも分量的には遙かに多数の判語が存在している。それらは未だ十分には研究されておらず、中国法制史において将来拓かれることを待つところの、種々の制約はあるにもせよ一つの重要な資料分野をなしている。さて、右のような判語の類を或る程度多く見ているうちに、一つの一般的印象として、過去の中国の裁判において、一旦裁きが下されても往々にしてまたむしろ返えされてしまつて、容易に結着を見るに至

らないことが、しばしばであったということに気が付く。一つの決まり文句として、『屢断屢翻』(何度か裁きがあったがその度ごとに不服の訴が起こされた)といわれる現象がこれである。その結果、十年以上も争いつづけ、裁きに当る地方長官は転任して何人も交替し、『案牘盈尺』(記録書類が一尺の厚さになる)ということにもなる。そこでは、判決というものが、問題を終局的に断ち切る力を十分には持っていなかったように思われる。(第91巻第8号四七頁以下)とのべられている。

このような訴えのむし返えし——滋賀氏はこれを再訴といわれる——を「判決の確定という觀念の不存在」という問題として把握されていることは、既にのべたところである。氏の右の文においてとくに、注目すべきは、清代における判語の集録は、その多くは、個人の集として存在しているという指摘である。この事實は、判例法の不成立、少なくとも、判例法を成立せしめるような裁判体制とは、異質の裁判体制という性格との関連によっても把握されるべき問題であるということをも示している。旧中国において、皇帝の勅裁そのものにも判決の羈束力の觀念がなかったという事實は、滋賀氏自身が指摘されたところである(第92巻第1号三四頁)。判例法の成立を不可能にするような裁判体制が、法的安定性乃至は法の支配に関する関心を基本的に喪失しており、むしろ、治安維持を重視する政治的衡平觀念に、絶えずゆさぶられている裁判体制であることは、明白であろう。滋賀氏は「皇帝自身が一旦自ら下した(裁可した)判決について、後に再審理を命じたり、さらには自己の判断でただちに変更を命じたりすることがあり得た」事實を指摘されている(第92巻第1号三四頁)。したがって、法官自身もまた、自らの判決を覆えしえたことはもちろんである。かかる体制において、上訴とは、一体、如何なる意味を有しうるであろうか。滋賀氏は、清代司法における上訴について、近代法上の上訴とは、著しく性質を異にするものであるとして、「上訴を受理した上級機

関は、多くの場合、事案をまた下級機関に下げ渡してその審理を命じた。このとき、上級機関は下級での審理の結果について報告を受け、それを認承するという形で、一件に結末がつけられた。上級機関による認承という要素が一つの重みとして加わることは確かであるけれども、その上級機関自体が自己の認承行為に羈束されるものでない以上、事態は本質的に変わるわけではない。」とのべられている（第92巻第1号二二頁）。

右の論述において明白であるように、清代司法において上訴といっても、それは、原審の審理についての再度の慎重な審理を要請するというにとどまるのである。訴訟当事者による判決非難という性格の上訴とは、全くその本質を異にすることに注目するを要する。

滋賀氏は、この点についてさらに「州県自理の案件も、当事者の上訴によって上級庁とかかわりを持つことになる。そしてこの関連においても、上級下級官庁間でやり取りされる文書が生み出される。広く判牘と称せられるものの中には、さような性質の文書も含まれている。上訴を受けた上級庁が自ら法廷を開いて審理した場合、原審下級庁に對する指示という形で裁きを表現することがある。他面、上級庁が上訴を一旦受理した上で、原審またはその他の管内下級庁に下げ渡して審理を命じた場合、この下級庁は審理の結論を上級庁に對する報告の形で書きあらわし、その採否を上級庁の判断に委ねる。ここに刑事における『定擬』に似た性質の文案が生ずる」とものべられている（第91巻第8号五一頁以下）。

この後者の方式が、主たる方式であったことは、先に氏が論述されたところである。このように把握することが、誤りでないとすれば、近代法上の上訴との比較にたえうる州県自理の案件についての当事者の上訴もまた、原審の判決非難という意味の上訴たるの性格を権力的措置により喪失せしめられているといわざるをえない。このような事実

上の意味における上訴の無意味性との関係において、先ほど滋賀氏の指摘された訴えのむし返えし——再訴の問題を把握することもまた可能である、と考えられる。すなわち、上訴の途が閉ざされていることが再訴の問題と必然的な関連をもつといっているのである。

このような問題関心よりして、旧中国法における非合法的訴え（越訴と直訴）の占める広大な分野を考察すべきであろう。両者とも一応、禁止されてはいるが、しかし、その非合法的訴えが、法官の肅清を可能にする場合には、例外として、罪を免れることができたのである。しかも、かかる例外的分野の占める比重は、決して軽くはないのであって、制度上、形式的に認められた上訴よりも、本格的な意義を有すると言わなければならない。ここに、家父長的家産制の意味における、すなわち、専制的意味における糾問手続の本質が暴露されているといつてよからう。

高柳真三氏は、裁判に明らかかな不正や誤りがあった場合、これを救済する道が全く閉ざされていたわけではないとして、「幕府の制度では、このことに関係のある法条を、御定書百箇条の中で見ることができ。『諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕直之事』という見出しの箇条の中で、まず『諸役人を始其所之支配人、非分私曲等之儀有之旨訴出候節、其役人支配人え一通り申達、猶又不相済由申出候はは、先其旨相同、御指図次第取計、尤裁許之儀は相同可申候』と定めて、諸役人や遠国奉行、代官などに不正行為がある旨三奉行へ訴え出れば、それらを匡正する方法がとられることを明らかにし、それとともに適正でない裁許（判決）に関する場合は、奉行から老中に伺出た上で、適宜の処置が行なわれることを示しているのである。』とのべられている（「一審制の裁判」）。しかし、右条文を正確に解釈するならば、裁許の仕直しは、判決の当否を問題とするというよりも、まず第一に諸役人の非分私曲の摘発にその目的があったことは、明白である。しかも、諸役人非分私曲有之旨の訴えは、直ちに、三奉行へ訴え出るのでなく

して、その非分私曲をなしたと推定される其役人支配人へ一通り申達するという段階を、通らなければならぬ。右条文は、制度的に上訴を認めたものではないけれども、旧中国法の上訴と共通する趣旨をくんだ救済手続を定めたもの、といひうる。かかる手続においては、訴えられた其役人支配人は、その非分私曲の訴えを勘案して、これを糊塗する十分な余裕が与えられたはずであるから、救済の実質は、喪失せしめられていると断ぜざるをえない。なお、高柳氏は、右条文の実例として、御仕置例類集にみえる寛政年間の史料をあげられているが、右実例は、後に詳論する如き、支配違の出入をむしろ上訴的意味において作為し動かしていこうとする民衆の側の行動と、それに対応する奉行所の審理のあり方を示すものであつて、御定書百箇条の右条文とは、関連を有するものではないのである。

すでのべたように、幕藩体制の裁判では、上訴制度は存在しないが、旧中国法と同様、それにかわるものとして、非合法的訴え（越訴）に関する詳細な規定が定められていることに注意すべきである。非合法的訴えは、原則として禁止されてはいるが、例外として認められている事項がはなは多いのである。とくに、直訴について、小早川欣吾氏が、「徳川時代を通じても直訴の例は多い。享保六丑年閏七月廿五日に江戸日本橋高札所際に高札を建て特に直訴を許す可き事項三箇条を掲示し『一御仕置筋之儀ニ付御為になるべき品之事。一諸役人はしめ私曲ひふん有之事。一訴訟有之時、役人せんきをとけす永々すてをくにをみてハ直訴すへき旨相相候上出へき事』とし、以上の場合は一定の手続を経て直訴する事を認めたが、直訴事項はこの様に甚しく限定されあり、且又其の条件も厳格であつて、原則として直訴は許可されたのではない。」と指摘されている点に、注目するを要する（『近世民事訴訟制度の研究』三七頁）。

すなわち、原則として越訴を禁止しながらも、治安の維持にとって意味のあることならびに、諸役人の肅清をねら

って例外的に認めていることは、旧中国法の越訴と全く同様な性格を有すると考察すべきであって、しかも、実践的意味を有するのは、かかる意味の越訴のみであったことが、推定されるのである。

これに対し、西欧の裁判体制においては、上訴制度は、如何なる経過をへて、発展したのであろうか。これに関しては問題提起をなすにすぎないが、ミッタイスが、フランクの国王裁判所が第二審として活動したのは、第一審裁判所すなわち人民裁判所の裁判拒否や、裁判遅延の場合、ただし時とすると判決非難によって直ちに国王裁判所の管轄権が生ずることもあった、と指摘していることは、重要である（「ドイツ法制史概説」改訂版、ミッタイスリベリツヒ著、世良晃志郎訳、一一九頁）。ミッタイスは「真の上訴制度の発展は、人民裁判所が回避されることになるをおそれて、長い間阻止されていた。」としながらも（同書、一一九頁）、「判決非難から、上級裁判所（国王裁判所、太公裁判所）への真の意味の上訴が発展し始め、判決非難はもはや必ずしも決闘によって解決されるとは限らなくなった。しかし当時の事態からして、上訴は訴訟の相手方に対しておこなわれるのではなく、争われた判決の発見者に対して向けられるという結果になる。中世においてもしばしば、訴訟の相手方ではなくて、前審の裁判官が上訴審の被告になっている。」と指摘していることも（同書、一五九頁）、重要である。

かかる系譜の上訴制度の発展史は、すでにのべた旧中国法の上訴乃至は非合法的訴えの歴史とはその本質を異にするといわなければならない。しかも、旧中国の裁判体制も官僚制化という意味では著しく官僚制化した裁判体制であることは、明白なのであるから、単に裁判制度の官僚制化に対応するものとして、上訴制度を論ずることの不適当なは、明らかであらう。フランクにおける判決非難は、訴権があくまでも封建法上の訴権であるということを基礎にして、これを理解しうるであらう。訴訟当事者もまた、判決の発見に参加しうる。（「ゲルマンの裁判集会におけるす

べての個々人が判決非難の権利を有した」ウェーバー）訴訟当事者は、判決の発見に参加しうる資格をもつという意味において、審判人に対決することができる。その関係は、最高の審判人であり、最高のカリスマ的法発見者である国王の法の発見にまでも継続する——ここに抵抗権との密接な関連がある——とみなさなければならぬ。国王裁判所の管轄権、また人民裁判所の管轄権も究極的には封建法にもとづくといわなければならぬ。したがって、国王裁判所の裁判権乃至裁判管轄権は、人民裁判所の裁判権乃至裁判管轄権よりも優位にあるが、それは、絶対的な優位ではなくして、相対的な優位にとどまる、と考察しなければなるまい。この意味においては、両裁判権乃至は、両裁判管轄権の競合（統合への志向を含む）の状況が、常に存在していたとみななければならない。これが、国王の裁判権を中心として次第に整序されるか、それとも領邦君主の裁判権を中心として、整序されるかという点に、イギリスの裁判制度史とドイツの裁判制度史の相違の一つが存するが、それは単に、国王裁判所の権力の問題によって、解決されるのではなくして、国王裁判所をして、合理化の推進力たらしめるようにおしあげる力、すなわち、判決非難の性格を強固に保持した上訴制度の発展をも考察しなければならぬであろう。しかし、要するに、裁判権乃至は裁判管轄権の競合的状況（統合への志向を含む）は、上訴制度の合理化を推進する役割を演じたことは、確かである。

ただし、判決非難から上訴制度への発展の過程には、多様な途が存したことが、推定されるのである。イギリス法制史における上訴制度について、J・ベイカーは、「一八七五年に導入された上訴制度の真の先駆は、『誤審令状』の中に見出されるべきではなくて、巡回裁判でなされた決定を統制した、すなわち、なお一層議論するために留保した手続とか、非常に困難な問題を議論する必要があった場合に集合させられた裁判官達の権威ある集会とか、大法官府での再審理手続とかの中に見出されるべきである。」とのべている（『イングランド法制史概説』小山貞夫訳、一〇六

頁)。しかし、注意すべきは、ベイカー自身が誤審の訴訟を一八七五年までのコモン・ロー上の唯一の上訴であったと指摘しているように(同書、一〇六頁)、誤審の修正という意味の上訴が、成功する可能性が少ししかなかったにもかかわらず、継続していたという事実である。この事実は、イギリス法において、判決非難という性格の上訴(誤審の訴訟)が、極めて長期間継続したことを明示するものである。しかも、コモン・ロー裁判所がその記録の文面上誤りを犯していないということを確かめるために、何らか別の裁判所の監視に服したことをはじめとし、多数の裁判所が、かかる意味の誤審修正令状と呼ばれる訴訟手続に服したという事実は(「J・ベイカー、同書、一〇五頁」、すでにのべたような多様な裁判権乃至は裁判管轄権の競合的状況(統合への志向を含む)を示すものである)といつてよい。かかる状況は、大法廷をして、困難な事案を議論する法廷たらしめる方向に推進したのであって、旧中国の最高の法廷が、行政的関心にもとづき重情を覆審したという体系と根本的に異なることを認識すべきである。ベイカーは、かかる困難な問題を議論する大法廷と対応するものとして一八七五年に導入された上訴制度を把握しているけれども、それは決して誤審の訴訟というコモン・ロー上の上訴の長期間の発展史を断絶する意味をもつものではなかったと推定すべきであらう。

すでにのべたように、高柳真三氏が救済する途の実例としてあげられた御仕置例類集の寛政年間の事案は、支配違江懸る出入を基本として考察すべきであり、しかも、民衆の側から積極的に支配違が作為されることにより、上訴的機能を果すものとして利用されたのであり、そのことをもっとも明解に証明する史料は、本稿のテーマとしてあげた馬場家文書中の支配違江懸る出入に関する史料である。

支配違江懸る出入とは何を意味するか。それは簡潔に表現するならば、訴訟当事者が他領他支配懸りの関係にある

場合、幕府評定所が裁判管轄権を有するということである（平松義郎氏は「他領他支配関連の出入物の裁判は原則として評定所一座によってなされ、これを『評定公事』という。しかし、この場合は、目安を受理する管轄奉行が主任となって裁判するのであり、かつ、評定所で一座の奉行列座の中で行われるのは、冒頭初回の吟味と、最終回の判決告知だけである。しかし、奉行が相会する以上、他管轄の責任者と談合する機があつた筈であるから、合議裁判の實質をもちうべきものであつたといわねばならない。」とのべられている「近世刑事訴訟法の研究」四三二頁）。これは、あるいは、幕府の裁判権乃至は裁判管轄権の拡大とみることもできよう。しかしながら、幕府の裁判権の拡大というならば、その正統的發展の方向を想定するならば、藩の裁判権との関係において、すなわち諸藩の裁判所に優越する上位裁判所として、幕府裁判所が、位置づけられるという方向を考察しなければならない。しかし、幕藩体制の裁判制度史は、かかる途をとらなかつた。幕府は、諸藩が積極的に幕府の裁判制度に迎合することを要請するにとどまつたのであり、またそれで十分であつた。有名な元禄十年の自分仕置令もかかる迎合的意味における裁判権の委譲として把握すべきである。支配違江懸る出入とは、とくに他領他支配懸りを幕府と諸藩、乃至は諸藩相互の関係としてみるならば明確に把握しうるように、幕府ないし諸藩のそれぞれの裁判管轄の独立を前提としているといわざるをえない。そのような状況を前提として、かかる出入に関する裁判管轄権を幕府評定所が有するとしたのである。そこには、戦国期の分国支配以前にもさかのぼるような裁判権乃至は裁判管轄権の競合的状況（統合への志向を含む）の遺制（形骸化してはいるけれども）、すなわち、幕府も諸藩も、それぞれ一支配所限の事件に関する裁判体制については、旧中国と同様の裁判体制を西南雄藩を除いては、ほぼ示していたといえるのであるが、ただ右の支配違江懸る出入という一点に限る限り、右述したような競合的状況（統合への志向を含む）といった遺制——封建遺制が認め

られるのであり、それとの関連において、幕府評定所の裁判管轄権の問題が把握されなければならない。しかも、かかる競争的状況（統合への志向を含む）の遺制そのものは、判決非難の系譜にあるところの上訴への豪農層の関心を誘発する理由を有したと考察することができるのである。

二

支配違江懸る出入について、小早川欣吾氏は、「近世期に於ける我が固有法に於て管轄違を筋違と称している。筋は訴を受理し得る権限の存在状態を表示する。即ち其の反面に於て訴に対する裁決権^{II}支配権を有する事を、夫自体に表称せる法律術語であり、違は此の場合管轄権の不存在を表示する語である。故に筋違は管轄権の不存在を意味するものであるが、支配違江懸る出入は管轄権の存在せざる他の地域に、訴が繫属する事件を云ふので、支配違の語を単なる言葉としてとらへて考ふる時は筋違と共に何れも管轄違の意味を暗黙に有するものと考へられる。」とのべ、公事方御定書の規定を中心とする詳細な研究を展開されている（「所謂『支配違江懸る出入』に就て」）。「法学論叢第三四卷四一〇頁」。

しかし、かかる支配違の出入は、逆に民衆の側から上訴制度にかわるものとして利用されたという如き事実に関しては、問題関心が存しなかったようである。すでにのべたような理由よりして、かかる出入の方式が判決非難よりの系譜を引く上訴に近い手続を誘発する問題として把握されたのは、それが封建法の基本的性格をひき継ぐものであったことを意味する。このような作為された支配違の方式は、出入筋に認められるものであって、吟味筋に認められるものではない。

馬場家文書は、上訴に近い手続を意味するものとしての民衆の側から積極的に作為された支配違の設定の事実を明証する貴重な史料である。

事件の経過の概要は、『始末書』と称する文書によって知ることができるが、以下、始末書の記録する事件の経過を追って、問題の考察を試みることにする。事件の争点は、最初の濟口証文、すなわち天保六年八月二十五日の濟口証文を分析することによって明らかとなる。

以下、始末書と右濟口証文と馬場家の系図の三者を登載する。

〔始末書〕

織田主水様御領分撰州島下郡味舌^{マツシタ}下村東三郎儀ハ古来ノ之旧家ニ而元文之頃先祖七兵衛次男兵助与申者江居村高五拾四石相付分家為致其後与次右衛門与申者分家致両家共高分ケハ致し置^イ得共田地床分ケハ不致一同本家方ニ而差配いたし年々作徳米者右高ニ応し本家より可致配分旨規定書いたし今以所持仕三家共全相続仕来^イ処右兵助孫八郎儀身持不行跡ニ而借財多ニ相成難渋之趣相歎^イニ付兩度迄本家東三郎ノ致出金借財相済し^イ右証文類是亦東三郎ニ所持仕^イ右八郎不行跡之次第ハ同人ノ入置^イ託証文ニ簡条書明白ニ書認御座^イ則東三郎所持仕^イ然^ル処当東三郎父東三郎病死仕当東三郎兄之鉄藏事常三郎家督相続仕^イ得共若年ニ付八郎義本家江乗込致後見万事可致進退旨申出^イ得共右ハ八郎心底本家東三郎致死去^イを幸ニ家督人若年ニ付後見与号し本家江乗込後家を自分妻ニ致し本家之家督横領可致工^ミ可有之被存殊ニ先東三郎後家当貞広其頃三拾歳程ニ而壯年無妻之八郎同居罷在^イ儀ハ世間之疑惑も可有之其上八郎儀者兼々身持不正之人物ニ而迷惑之旨彼是差纏^イ内八郎儀地

支配違江懸る出入について

頭役人江賄賂を以取入り役場ノ声掛り有之無拋家来向キ申談ひ得共元来八郎義身持不埒ニ而驕リニ長シ散財致
 け而逆も世話可為致事ニ相成不申故折合不宜自然与疎遠ニ成行本意を不達けニ付八郎義持高床分ケ致具け様申
 出け此儀ハ父祖ノ之規定書ニ相背キ難相成段申断ひ得共強而申聞当主常三郎儀ハ若輩ニ而当惑之余り八郎申ニ
 任七高五拾四石余床分ケ致し遣しけ同分家与次右衛門倅幾右衛門方ハ今以先祖規定之通床分不仕け

一天保五年八月中分家八郎儀本家鉄藏事常三郎相手取作徳米差引勘定出入申立地頭所江願出翌未年八月迄丸卷
 ケ年之間地頭役場吟味ニ相成申け右八郎願意ハ本家ノ分家持高床分受取自分致耕作け得者多分之作徳有之け外
 是迄本家ニ而致耕作年々致配当具け作徳者少分之儀ニ有之け間父祖代より多年之間之作徳米を當時之徳分ニ引
 直し不足銀利陪いたし請取度旨願出け此段田畑作徳米之儀者年々分家兩人之者本家江立会勘定相濟有之儀帳面
 有之委細証拠を以申立け得共八郎儀者段々役人中江懇意相結罷在本家常三郎儀ハ若輩者ニ而内願手入等之心付
 茂無之け間一向被押付申立け儀共更ニ取用ひ無之事実之理合申述け得者役人江対し不敬之咎有之常三郎身分長
 屋ニ取籠牢舍同様之糺明有之若年多病者当惑恐怖之余り病氣相発し絶食ニ而打臥罷在け得共親類等見舞者一切
 被差止母義者宿所ニ而寢食も不致心痛仕途方を失ひ罷在け外役場より内意申付和州新泉村大庄屋美並武右衛門
 味舌下村庄屋孫右衛門兩人取扱ニ立入理非ハ差置キ御役場見込通りニ示談不仕け而者常三郎糺明中一命も難斗
 危難相成け間早々対談之趣書上ケ可申様何連ニも別家願面之通り被申付け間対談可致与日々申聞けニ付一命ニ
 者難替与乍残念地頭威光ニ恐入作徳米差引利陪勘定ニ而不足銀六百貫匁ニ見積り内銀貳百貫匁ハ正銀相渡し銀
 百貫匁ハ手形を以渡し置残銀三百貫匁ハ居置之証文ニ而熟談相整漸相濟常三郎儀糺明を遁れ帰宅仕け其節之書
 千五百六十貳貳貳分
 (朱筆)此金凡九千三百七十五兩
 (朱筆)此金凡三千二百廿五兩
 (朱筆)此金凡四千六百八十七兩貳分
 付写有之け

一八郎儀前書之通り奸斗を以不筋之銀子多分ニ食取_レ得共向々雜費も多分之事元來之放蕩ニ而散財いたし追々如意ニ相成本家より床分貰受_レ田畑家財不殘売払村方引払大坂内本町式丁目江転宅いたし_レ

一天保十亥年九月八郎_ノ本家常三郎相手取大坂町 御奉行所江前書作徳米証文を以約定銀不相渡出入御訴訟申上

双方御調之上本家分家之間柄ニ付都而銀談出入御取上ケ無之段被仰渡願下ケ相成_レ付引読キ又々八郎_ノ常三郎并弟東三郎兩人相手取合力願与公事銘相改再訴仕_レ処段々御利解御座_レ付爲合力銀拾貫目差遣し以來出入ケ間敷義決而申上間敷段濟口証文差上_レ

(朱筆)此金九百五十六兩貳分貳朱

一天保十四卯年八月常三郎致病死_レ処実子繁之助幼年_レ得共跡名前相統爲仕_レ東三郎義者実父東三郎家督相統仕_レハ八郎儀猶又品々取巧出入ニ可相懸手段を以大坂表引払南都喜多院家江奉公住込馬場八郎与名乗申_レ

一天保十五辰年二月馬場八郎_ノ東三郎相手取南都 御奉行所江御訴訟申上是亦前書作徳米証文を以申立_レ付東三郎被召出御糺ニ相成_レ付取初_レ之手統其外大坂町 御奉行所江以來出入ケ間敷儀不申答之濟口差上_レ段申上_レ処右ニ而御調可被成筋無之旨被 仰渡同年八月願下ニ相成申_レ

一八郎儀大坂町 御奉行所江者以來出入等相願間敷旨濟口証文差上有之南都 御奉行所江願出_レ得共御取上ケ無之ニ付手統取扱地頭織田主水様御家來ニ相成和州芝村御家中ニ而長屋被下馬場八郎并同人悴福三郎事環齊与相改御坊主ニ被召出親子勤ニ而御扶持方頂戴仕猶又種々役人江手入れ取繕_レ付付翌弘化二巳年中地頭所中老役千賀又兵衛當時隱居太田甚五_{再勤仕居_レ美並武右衛門等立入挨拶有之候者八郎儀数年所漂泊いたし不如意難}當時死失 洪之趣相歎_レ間本家之事ニ_レ得者出金致し遣し可申段利解ニ_レ共八郎儀別家ニ乍有之本家相手取再三所々御奉行所江不当之御訴訟申上大金貪取_レ始末并八郎殿ニ東三郎兄_ノ引統若輩之身分ニ而 御公辺江罷出心痛仕_レ

段ハ御役場一同御見聞之次第申立相断_レ得共聞入無之地頭所役場_ノ申渡_シ義彼是申拒_レ而者以来之為合も不
宜且又八郎先年常三郎相手取地頭所出入ニおよひ一旦対談相濟_レ後心得違を以諸方 御奉行所江再応御訴訟申
上其時々上之御名前差出し地頭所御外聞ニも相拘_リハニ付厚く教諭を加_ヘハ感服いたし以来実ニ可致改心旨
先非後悔いたし相歎_ハニ付上ニおゐても不便ニ被思召格別厚御仁恵を以帰任被仰付_レ上家族共一同御屋敷内ニ
住居被下置_レ儀者全く本家東三郎先祖_ノ格別御金御用等出精相勤_レ家筋之義共を以て御慈悲ニ有之右躰於御領
主も深く御憐愛被下_レ段東三郎ニおゐても難有可奉存次第_ハハ夫等之義理をも不顧強情申張_ハハ、先代常三郎
同様糺明之場ニも至_リ可申趣強柔取交々_ニ理解有之_ハニ付右出金之廉相尋_レハ別家八郎救之為金五百兩可差遣
且八郎厄介人も有之_ハ事故御扶持方斗ニ而暮方引足不申間月々見繼_ニ金可差遣尤此義ハ東三郎先代_ノ地頭所江差
出有之御用金之利足下ケ金之内を以地頭所_ノ直ニ八郎方江御渡し可被下右之趣今般改而地頭所裁許状を以被仰
渡_レ事之由ニ付然ル上者先年地頭ニ於て出入之節常三郎_ノ八郎江相渡し置_レ証文諸書物類を以毎度諸 御奉行
所江御苦勞奉掛既御上之御外聞ニも相拘_レ段恐入_レ間書類不残差し戻_レ様御取扱被下_レハ、致出金遣_シ可申旨
相答_ハハ取扱役人中_ノ八郎江申聞_レ得者右証文類者聊之借財方江預ケ有之間右救金之内を以早々取戻_シ可差返
段同人申出_レ依之裁許状之文中ニ以来何事不寄出入ケ間敷義被差止_レ旨認加_ヘハ得者何様之書類相残り有之_ハ
共聊不苦段被申聞_ハニ付右地頭所裁許状頂戴仕并役人中_ノ金五百兩之請取書取之則金五百兩相渡し申_ハ其以来
引続今以御地頭所御用金利足下ケ金之内八郎老母慶雲撫育手当之賄金仕送り其余同人_ノ時々無心合力等申越_レ
度々不自由無之様手当銀差遣居申_ハ

一前条之次第ニ而飯早八郎_ノ本家東三郎之金銀貪取_レ手段相懸_ハニ付妾腹之倅真三郎江戸表江差出し此者_ノ無体

之偽共取拵へ御訴訟為申上ひ儀ニ御座ひ此訴訟人真三郎父八郎ハ当時地頭所家来ニ有之其以前ハ役人中江厚く取入万事自在ニ相成ひ様取拵置ひ事故右役人中ハ村方庄屋年寄等江声掛り有之ハ故村方孫右衛門策次喜六も隨身仕ひ儀ニて真三郎訴状面ニ跡形も無之偽ニ而も村役人一同相手目安ニ相連り罷在ひハ、其廉を以申すくめ無理無体ニも金子為差出可申万一役人之理解取用致さず時ハ役場ハ出役之上地頭所威光を以手込ニ致しハ而も内濟為致可申兼而之手段ニ陥りハ儀ニ御座ハ

一 当五月八日地頭和州芝村役場ハ飛脚致至来今般江戸深川真三郎訴一件ニ付可罷出様被申越同月十一日東三郎孫右衛門芝村役場江罷出ハ処代官所ハ被申聞ハ者御当家御家来馬場八郎倅真三郎ハ東三郎相手取江戸表江可致出訴旨及承ハニ付色々申有ハ得共不聞入当一月中致出訴ハ旨聞込ハ右出入願面者此通りニ有之趣与申聞訴訟下書相渡し五月下旬ニ者

御尊判相廻り可申間早々銀子を以内濟致し可申旨急度被申渡ハ此砌東三郎儀別家之倅共ハ被相手取可申心附更ニ無之況哉何之趣意申立ハ哉一向不存其上已前ハ出訴可致趣及承色々申有ハ得共不聞入由被申聞ハ得共其節東三郎江其旨被申聞ハ儀も可有之ハ其儀者無之敢早出訴いたし

御尊判近々相廻し可申間早々銀濟可仕旨急度被申渡ハ而已ニ而者不得其意義共与存訴訟扣一見致しハハ元ハ毛頭寛無之事共品能取綴有之只々驚入当惑いたしハハ御中老千賀又兵衛殿方ハ可罷出旨被申渡ハニ付同十八日罷出ハハ御用人渡辺正太夫殿御同席ニ而種々銀濟之儀被申勤ハニ付篤与勘弁之上決着可申ハ得共何者差置ハ共第一地頭所役人方姓名相顯し馴合不正之趣訴状ニ認有之ハハ段恐入ハ仕合ニ御座ハ此段右様方東三郎江御馴合等之儀無之ハ義者元より御一同御覚之儀ニ御座ハ且又目前地頭所御家来馬場八郎父子老母共東三郎方ニ取込置ハニ

付訴訟人方江引渡しの様被仰付被下度趣此偽者於御役場も明白ニ御座ハ當時御地頭所御家来をいかに本家ニハ共私共百性之身分ニ而自儘ニ江戸表江引渡しハ儀可相成哉右体無体之偽共申掛ケハ出入ニ而者内済之懸合方も無之ハ間委細証抛物を以江戸表江出府返答致し御吟味奉願度旨押而相断ハニ付其席之役人中一同不興之体ニ相見江ハ得共其儘帰村致シハ

一 五月廿一日江戸訴訟人真三郎代清藏義村方江 御尊判持参仕ハニ付拜見仕ハ先日和州御役場ニ而一見之訴訟之通り御座ハ翌廿二日右 御尊判者大坂 東御奉行所江奉差上ハ同廿三日村役人策治ハ早々大坂表江可罷出様御代官谷口次大夫殿ハ被申付ハ間可罷出様被申渡ハ同廿五日出坂仕松屋丁多田屋善兵衛方江参申ハ処郡方奉行丹羽彦弥殿御代官谷口次大夫殿兩人出坂日限延引之段被叱内済之義被申付ハ其後居宅ニ而外親類共打寄相談仕罷在ハ処地頭所ハ下知有之ハ旨ニ而親類等寄合相談いたシハ儀ハ一切不相成旨殿敷差止宅番相付他之出入を禁シ置猶於大坂村役人其外之者共ハ内済銀談之催促有之ハ得共真三郎江金銀可差遣筋毛頭無之且者一同馴合余リ非道無体之取扱与存ハ間何れニも江戸表江罷出ハ上ニ而如何様共懸合申度旨相答帰村仕ハハ六月七日大坂松屋町旅宿多田屋善兵衛方江地頭役人中出役東三郎儀御用之儀有之間可罷出旨を以役場足輕罷越召捕使同様之勢ニ而東三郎引立連行ハ処右旅宿ニ者地頭所役人御中老千賀又兵衛殿又々出張有之郡代御用人丹羽彦弥殿御代官谷口右大夫殿右三頭并孫右衛門策治喜六甚兵衛其外村役人一同小前之者共召連上下三拾人余之多人數相詰無体之強談ニおよビ難渋之始末申上様も無御座ハ

一 六月廿七日朝東三郎母貞広并他領之親類共儀右不法之始末大坂町 御奉行所江御訴訟可申上与存明六時ハ罷出ハ処当日御訴訟之間ニ合兼今日相延シハ得者来月二日迄公事日無之旨ニ付無抛火急之極難ニ付奉願上ハ旨申上

川路左衛門尉様 御役所江対訴仕ハ処再応御糺之上地頭所大坂用達町人豊嶋屋門藏被召出此者共容易不成致対訴ハニ付東三郎母貞広并外兩人共御調中門藏江御預ケニ相成猶門藏義者万事用達之儀故可致懸引於 御役所も追々御取調ニ相成ハ旨被仰付ハニ付同夜門藏ハ地頭所出役之旅宿江右之趣通達いたしハ処翌廿八日早朝ハ俄ニ是迄大勢集居ハ地頭役人并村役人共一同其外東三郎江付置ハ番人迄耆人も不殘皆々何方江歎離散いたし東三郎耆人旅宿江相殘置ハニ付其段門藏ハ 御奉行所江申上ハ処直様母貞広被召出只今迄東三郎旅宿ニ被取籠居ハ処右之者共不殘退散致しハ得者其方願之通ニ有之但東三郎儀者於 御役所御差構無之ハ間帰村いたしハ共勝手次第ニ可致然ル上者貞広此度之願者相済ハニ付願下ケ可申付筈ハ得共元来右一条者江戸表ニ於て真三郎与申者ハ致出訴ハ事発りハ儀ニ付可申立筋有之ハハ、江戸表江罷出可願立尤此願書ハ願下ケニ者無之ハ得共下ケ遣しハ間願書之通写取猶医師容躰書之写相添差上ハハ、当御役所ハ江戸表江御差立ニ相成ハ間心得違無之様可仕旨厚く被 仰渡七月七日右願書并容躰書等之写差上猶又貞広義御利解之趣難有承服仕ハ旨御請書差上申ハ

一東三郎義勝手ニ帰村与被 仰付ハ得共帰宅仕ハハ、又々地頭所ハ何様之手込糺明可有之哉も難斗大坂表ニ滞留致し病氣養生いたしハ処追々快方ニ相成ハニ付江戸表出府之義決心仕ハ

一七月十日東三郎儀大坂町 御奉行所江 御添翰願ニ罷出ハ処前書 御尊判済口証文ニ付江戸表

御評定所江罷出ハ代人共名前も不相心得罷在ハ処右者先達而一同出府之砌同

御役所ハ御添翰被下ハニ付 御役所ニ御書留御座ハ旨ニ而被 仰聞ハ内東三郎代原次与有之ハ得共東三郎儀者一切心得不申此者儀者村方百性ニ而遠国旅行之体者無之宿所ニ而農業罷在不審之儀共ニ御座ハ

支配違江懸る出入について

一同月十二日大坂町 御奉行様々御添翰被下置いニ付同十五日出立罷下り八月七日奉願上い処同十七日右一件者七月二日

御評定所江济口証文奉差上御聞济相成い間引統御吟味難被遊村役人江相掛りい儀ニい得者領主手限吟味受可申被 仰渡奉畏帰国仕大坂 御奉行所江御返翰奉返上い得共村方江罷帰い得者如何様之答可有之茂難斗帰村不仕諸方流浪仕い母貞広并亡常三郎悴繁之助儀も地頭所を被取込い而者難波難斗諸方親類知音之方江身を隠し罷在い年久敷召遣い下人共斗留守為致置い処右之者も不残村方私被申付当時居宅者村役人共支配罷在い由田畑家徳ハ如何相成い哉難相分尤土藏数ケ所江入置い衣類諸道具俵数等如何取斗い哉相分不申旧家一軒当時絶家之姿ニ相成一統流浪仕い儀旦夕不堪悲歎落涙仕罷在い得共無端事ニ付今般奉恐入い儀い得共御歎願奉出訴い

奉差上济証文

(朱筆)
上式

一 当村八郎を馬場鉄藏相手取作徳米勘定滞之儀去ル午八月御願一件段々御調へ之上取暖人も御差加へ被成下和济可仕様被為 仰付被下鉄藏義対 御上様へ過言之奉申上当盆前御長屋留被為 仰付重々奉恐入い然ル処御長家へ相手方呼寄直談仕济方可仕筈之儀一定一札奉差上銀子取引旁ニ付右御咎御免ニ而帰村仕い得共銀子取引も不仕罷出い内鉄藏義心得違之儀共御座いニ付右出入ニ不相抱御長屋留ニ相成折柄病氣ニ付養生旁郷宿下ケ奉願上い引取養生ヲ加へ少し快方ニ付又々長屋入ニ相成い処病氣再発ニ付郷宿へ御下ケ被成下い然ル処此度取暖人色々利解ヲ以济方申給りい儀然ルニ此上奉 御苦勞い義奉恐入いニ付取暖人ニ相任一件和熟内济相調济方仕い処左之通

御願銀高中通り

一銀高三千五百七拾六貫百六匁貳分壹厘

内

貳千九百七拾六貫百六匁貳分壹厘用捨

残而六百貫目

内
三百貫目

右者取暖人美並武右衛門殿并下村庄屋孫右衛門殿名宛ニ而証文ニ差入置居借用ニ相成ハ併段々及詫談毎歳十一月卅日切ニ為利足銀六貫目ツ、急度相渡可申約定ニ而余者証文面之通双方致承知罷在ハ事
残而

三百貫目

内

△百五拾貫目

取引相済

右ハ来九月卅日切受取可申答旁応対仕置ハ

△五拾貫目

取引相済

年五朱之利足ヲ添来ル十一月卅日切ニ可請取答

五拾貫目

来申十一月卅日切可受取答利足前同断

支配違立懸る出入について

五拾貫目 来酉十一月卅日限ニ可受取筈利足前同断

ノ

右三通ニ仕証文取置申ハ

右之通取極対談相調下濟仕ハ尤前以厚御利解之義ニ付早々濟方可仕処鉄藏義納得仕兼ハ義も有之猶又濟口銀一時ニ皆調達も差支ハニ付彼是延引仕ハ段御用捨被成下度ハ作徳米滞其外相互ニ出入勘定向差引等御願之儀ニ付已来互ニ申分無御座ハ尤右一条ニ付万一余ニ書物類等相互取遣シハとも已後双方申立間數旨も急度相心得罷在ハ是全之御威光故与難有奉存ハ因茲双方連印ヲ以濟状奉差上ハ処如件

天保六未年

八月廿五日

願人

八郎

相手

馬場鉄藏

年寄

善兵衛

庄屋

孫右衛門

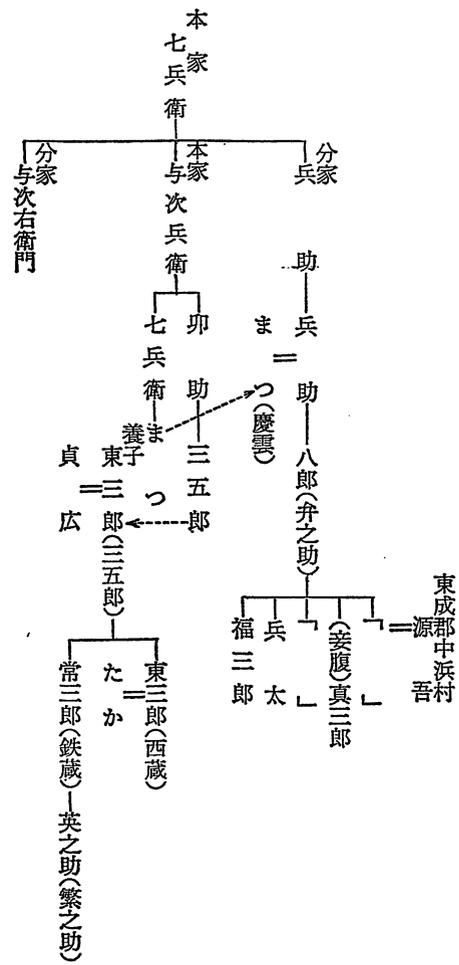
取暖人

美並武右衛門

芝村

郡方御役所

〔馬場家系図〕（諸種の文書による推定）



右済口証文を分析することにより明白であるように、事件は、一応、本家と分家の遺産相続の執行をめぐる争いとみなしうるが、問題は、分家八郎が、本家の後見をなしていた時期に察知したであろうと推定される分家分としての居村高五十四石（田地床分けをしていない）の作徳米勘定の滞りであると考えられるが、しかし、八郎の作徳米勘定が、年々の豊凶を無視した全くの形式的な勘定であるところにも問題が存するのである。しかも、八郎のおこなった

支配違互懸る出入について

かかる形式的な作徳米勘定の滞りの計算が、藩によって公認されているところに藩権力との何らかの癒着が推定されるのである。右濟口証文は、二千九百七十六貫百六匁二分一厘を用捨し、残六百貫目についての支払いを要求し、その支払いの具体的な方法を誓約せしめている。本家側にとって問題となるのは、右証文が本家鉄藏を拷問し、地頭威光をもって承服せしめた証文であるということ、及びこの事案が家督出入にあたるものと主張する点にあったのに対し、分家側の主張はたとい本分家の間柄であっても、この事案は、あくまでも約定銀不相渡出入すなわち貸借出入であるとするのであり、この点が、以後長く争点となるのである。

天保九年六月分家八郎は、約定銀百貫匁の支払いを要求して、芝村藩郡方役所へ愁訴するが、これが却下される。(この点が内済証文の執行に対する藩当局の無責任、ひいては内済証文の認定に対する藩当局の無責任として分家八郎側より把握されることになる。)

天保九年九月八郎は、大坂嶋町二丁目へ引越、同十年三月油屋好兵衛方へ移り、さらに、内本町二丁目大和屋太郎七方へ引越しているが、同年九月、八郎より本家鉄藏を相手取り、作徳米証文をもって、約定銀不相渡出入を出訴している。この事実をみても明白であるように、訴訟当事者の側よりする支配違の作為がおこなわれているのである。

大坂町奉行所は、合力願と公事銘をかえて、出訴を受理している。この時、本家側は、合力銀十貫目を支給し、分家側は、以後出入ケ間敷儀は決して申上げないという濟口証文を提出している。

ところが、天保十二年十二月八郎は、奈良喜多院へ奉公し、天保十五年六月には、喜多院家来馬場八郎という資格をもって、本家東三郎を相手取り、奈良奉行所へ作徳米証文をもって訴訟を提起している。再び、支配違の作為がおこなわれていることを明証することができる。これらの奉行所を通じて、究極的には幕府評定所へ支配違江懸る出入

として訴えをもちこもうとするのが、分家八郎のねらいであり、そのために、支配違の作為がおこなわれているのであって、かかる方式をもって、上訴に近い機能を果たしたものと認定することは、決して不当ではないであろう。奈良奉行所は、八郎が大坂町奉行所へ差出した濟口証文にもとづき、この訴えを却下している。右述したように、支配違の作為により、訴訟を幕府評定所の管轄にもちこもうとする八郎の行動は、芝村藩当局に、衝撃を与えたものと推定される。というのは、芝村藩郡役所において作成した（拷問によって承服せしめた——本家鉄蔵は濟口証文を提出した後、まもなく死亡している——）内済証文そのものの性格、そしてまた右証文の執行に関する藩の無責任なる態度、そして、既述したように、これは、内済証文の認定に関する藩当局の無責任さを示すものとして把握されている——この後者の方を分家八郎は、問題としたことはもちろんである——が、明るみに出されることを恐れたのである。奈良奉行所へ出訴し、却下された直後の時期と推定される時期に、分家八郎は、芝村藩家来にされ、その身柄を拘束された。この事實は、八郎の行動に対して藩がとった封じ込めの政策を意味する。始末書弘化二年の項に、八郎がしばしば訴えを提起することにより、上の御名前を出し、地頭所の外聞にもかかわるような事態を招来したということの問題とし、教諭を加えている事実をみても明白であろう。

八郎のかかる行動により、藩権力との癒着が生じたらしく、救金として、五百両を八郎に差出すように本家側に要請しているが、本家側は、右五百両の見継金を支給した際に、証文諸書物類を返還するように申し入れたのであるけれども、八郎はこれに応ぜず、出入ヶ間敷儀差止旨の裁許状を認定するに留まった。この事實は、事態に対する藩当局の認識の甘さを暴露するものである。

というのは、弘化四年三月、分家八郎の子真三郎（妾腹）は、江戸表へ罷越し、嘉永五年二月、不実出入を江戸北

町奉行へ願出ているからである。この時真三郎は、江戸深川永代寺門前仲町の定七店に寄留しているが、当時深川は公事巧者の集合地であったことに注目する必要がある。相手は、大庄屋本家東三郎元庄屋孫右エ門庄屋策治年寄喜六である。この不実出入は受理されたのであって、この事実にもまた訴訟当事者の側からする支配達の作為が認められるのである。不実出入の訴状は、次の如くである。

乍恐以書付御訴詔奉申上仰

深川永代寺門前仲町

定七店

不実出入

真三郎

頼ニ付同居親類

訴詔人 清 藏

織田主水様御領分

摂州嶋下郡味舌下村

大庄屋

相手 東三郎

元庄屋

同 孫右衛門

庄屋

同 策 次

年 寄

同 喜 六

右訴詔人真三郎煩ニ付同居親類清藏奉申上ハ真三郎実父八郎義者織田主水様御領分摂州嶋下郡味舌下村ニ而元祖七兵衛ハ高五拾六石余所持仕前書相手手東三郎別家ニ而百姓相統仕父八郎祖母慶雲兄福三郎三人暮罷在真三郎儀者四男ニ而幼少ハ大坂御城代様御役所同国東成郡中浜村庄屋源吾義者重縁ニ付同人方江真三郎人別加置身分ハ父八郎手元ニ而養育を請罷在ハ然ル所父八郎義身上向不如意罷成無抛身上相仕廻相手手東三郎方ハ一統同居所持之諸式其外不殘同人方預置ハ所其儘掠取ハニ付催促ハへとも相渡不申刺謀斗ヲ以八郎田畑居屋敷迄質流取斗可行所も無之様仕成無余儀去天保十亥年八月中八郎人別送持参ニ而大坂表住居仕ハ所追々相手之者不実之事共有之慶雲福三郎義者東三郎物置納家へ入置無是非取斗而ハ也既ニ慶雲病氣之節も棄用不行届無抛同十五辰年二月中乍病中福三郎召連孫鞏源吾方引移厄介ニ相成居其頃八郎義ハ大坂表住居相仕廻奈良喜多院江奉公住仕ハ所相手之者共駟合ヲ以御領主浪人福田紋治郎与申者を喜多院へ為入込八郎難動様仕成シ八郎ハ願出ハ所相手御領主御家来美並武右衛門殿と申仁元取扱人ニ有之芝村町人綿屋喜市と申者ハ紋治郎弟ニ而内外働同御家来太田甚五殿と申仁申合八郎へ暇被遣ハ節喜多院御家来尾崎駐殿ハ御領主御家来小林寛平殿へ八郎身分を御引渡之節被申聞ハ儀者御領主ニ而相手東三郎之不実之始末取調八郎百性再興可致遣御頼之由被申渡猶又御領主御代官谷口治太夫殿同美並武右衛門殿并味舌下村役人共立会ニ而家名取立相成ハ趣実意申聞且源吾厄介相成ハ慶雲江ハ相手之内策次喜六罷越御領主ハ

御沙汰と偽り今般東三郎掠取ひ口々共御調相成ひ由を申聞ケ和州芝村へ参八郎ニ同意致数年之鬱憤を晴シ可申杯と品能申聞ひ問右式人共間柄と申村役人ニ付実意与存取扱任慶雲福三郎共芝村へ参りひ処御陣屋内明古家入置八郎同様一同禁足ニ相成ひ様取斗其後銘々寄付不申全東三郎孫右衛門策次喜六申合御領主御役人と馴合三人を偽透シ死地ニ落し入一命終ひを相持ひ始末全東三郎奸悪を相隠シ八郎慶雲出訴を可妨手段ニ相違無之歎ケ敷奉存ひ真三郎義ハ中浜村ニ罷在当難を相遁ひ得共其後便り無之源吾芝村へ罷越ひ所面会為致不申捨同様義承り真三郎始姉共悲歎ニ沈ミひ得ども無詮方右東三郎為ニ者恩人之伯母慶雲義当子七拾八才ニ相成露命旦夕ニ迫りひ者ニ苦痛致させ自分ハ有福之力ヲ以強情不当之取斗之段残念至極之義ニ奉存ひ処去弘化三午年十二月ニ真三郎ニ親類相添芝村へ参ひ様慶雲々申越漸々面会仕ひ所東三郎始相手之者共数年之間不実之始末孫之真三郎へ証拠之書物ニ祖母実父先連印之遺状添譲り渡何卒一同存生之中江戸表へ罷り下り御訴詔奉申上ひ以御慈悲非道落入ひ鬱憤相晴ひ様可相成左ひハ、先祖之孝道相立ひ義ニ付身命を不顧丹誠可致旨申聞ひ得ども若年之真三郎一己ニ可仕様無之親類共助成ヲ以同四未年七月中御領主御役場へ人別送り御添翰奉願上ひ処人別送り免許之古例無之ひ間無高者ニハ、村法仕来ヲ以江戸住居可仕旨御届聞ニ相成ひ故御当地へ罷越親類共便り其後所々転宅仕当時住居仕ひ処六ヶ年ニ相成同五申年四月中相手之者々御当地迄人を廻し真三郎へ謀言ヲ以芝村ニ罷在ひ三人之もの共御領主々御沙汰ニ而入牢致居ひ旨申聞ひニ付驚人同五月朔日御当地々真三郎老人味舌下村へ罷越し百性政右衛門与申者ニ便り祖母実父成行相尋ひ内相手孫右衛門方へ被呼寄日数三日之内留置真三郎へ人足添御領主御陣屋へ為送三人同様可留置手段御座ひ所其御祖母実父兄共ニ面会仕種々異見請全東三郎之謀斗ニ心付後悔仕ひ折から御当地々私義を無心元存と真三郎ニ面会仕右之次第承り驚人御陣屋立出孫右衛門村方并ニ隣村庄屋村役人等迄右始末届置真三郎同

道帰府仕後又々年月相立ハニ付慶雲八郎ノ数度之催促有之少しも可等閑謂無之ハ得ども差支之事共ニ而及延引其内相手村方へ真三郎代として私義再三罷越引合ハ得ども嘲笑居不法申立ハニ付昨亥年六月中相手銘々姓名書可差出ハ様申聞ハ得共一同村役人ニ付差出可申弥不実之取斗而已ニ而難洪至極仕ハ間無是悲今般御訴詔奉申上ハ何卒以御慈悲相手之者共被召出数年之間馴合ヲ以八郎并慶雲居村追立兩人住居を妨ケ親子兄弟不和可為致旨取斗相手之者共旧悪を可隠迎右三人之ものを摺同様ニ致置ハ始末御吟味之上祖母慶雲実父兄共之身分真三郎御引渡被成下預置ハ諸式不残証拠物之通相渡真三郎孝道相立ハ様被仰付被下置ハ様偏ニ奉願上ハ以上

深川永代寺門前仲町

嘉永五子年

定七店真三郎煩ニ付

二 月

同居親類

訴詔人 清 藏印

家主 定 七印

御奉行様

如斯目安差上ハ間致返答来ル七月二日

評定所江罷出可対決若於不参者可為曲事もの也

子四月晦日

対 馬 御 判

支配違江懸る出入について

二九 (五八五)

播 磨 御 判
加 賀 御 判

右不実出入が受理され、評定所へ繫属する事態となったことは、芝村藩当局に深刻な衝撃を与えている。芝村藩の周章狼狽ぶりは次に紹介する御用状写に生き生きと記されている。御用状写によって明白であるように、真三郎の訴えが受理されるや直ちに江戸北町奉行所与力谷村より芝村藩留守居用人渡辺正大夫への連絡が届いている。この事實は、支配違江懸る出入の評定所における審理が、芝村藩の内済証文の認定をめぐる諸問題を再審理するという建前をとりながらも、他方において民衆に対する関係としては、幕府権力と藩権力との間にある種の連携が成立しえたことを示すものである。次に問題となるのは、御用状写といった文書が、何故に馬場家文書の中に存在しているかということである。この点に関しては、様々の解釈が可能であろうが、あるいは、藩当局の内情の真相を容易に探索しうるようなつてが当時の村役人側に存したとみることもできるのである。御用状写は次の如くである。

閏二月廿一日出三月二日達東三郎一件御用状写

一別紙去十八日一封被入置味舌下村東三郎相手取真三郎、町奉行所出訴一条ニ付谷村方江正太夫内談相成ゆ処兼而之御頼ニ付至極心切申談具□々同人義者右一件者未承知無之趣名前之者共御尋之義并八郎是迄不始末之働共相咄ニ而唯今之内御取斗方無之ゆ哉及内談ゆ処右等者不実出入と申して三奉行立会ニ而町奉行被取扱ゆ義右之通名前等御尋相成ゆ様相成ゆハ、三奉行共願書一覽相濟居ゆ事ニ付無故相下ケゆ義出来間敷右願人真三郎清藏爰元

住居ニ相成ハハ処子細有之様ニも被存ハニ付宗旨等送りも有之哉又者村方出奔ニ而爰元住居等相成事哉委敷取調御懸合有之尤取繕等有之ハ而者御不都合ニ付実ニケ様之訳ト相分ハハ丈巨細ニ取調有之右ヲ以兩人之身元調致ハハ、不都合之義有之者又々取斗方も可有之ハニ付早々右之処御懸合可被成ハハ旨申聞ハハ由且深川永代門前者公叟功者之者共寄合居ハハハニ而甚不宜場所之よし咄居ハハ旨有之ハハ尚篤ト服部孫九郎へも申談相手呼出し不相成ハハ様精々可申談旨有之ハハ右者不実出入事ニ付金銀出入違本公事ト申而三奉行立会之叟ニ付若御八判御渡ニ相成ハハ而右願人持參相手村方相越可申ハハ相手方追々出宿ト相成ハハ而諸費等多分之叟甚迷惑ニ付遠国大和先方ニ而内濟可相成ハハ内濟調共一旦者相手名前之面々出府之上双方共申分無之段連印ニ而申出ハハ旨有之ハハ御八判御渡相成ハハハ、願方誠ニ強相成ハハ相成ハハ間右様之叟ニ不至ハハ様申談示度ハハ有之可成丈心配いたし呉ハハ様子ニ付頼母子存ハハ何分同人取継り頼談可致ハハ余ニ致方も無之且兩人身元之処取調遣し往返三十日斗相懸ハハ旨断置ハハ間呉々不後様取調差向可申様夫々申撮ハハ差図ニ随度ハハ清藏者右一条ニ年来□塊ニ功者之方渡内談いたし本公叟ト相成ハハ様不実之申立いたし其上ニ而追々申立ハハ手段被察ハハハ御取上ケ相成ハハハ、如何様之義共申立ハハハも難斗追々掛り有之面々御呼出しニ至ハハハ、誠ニ不容易ニ付何分穩ニ相成ハハ様一統申談心配罷在ハハ去ル十九日正太夫々一封以申入置ハハニ付承知有之叟ト存ハハ尚又為念申入ハハ谷村ニも服部方篤ト申談否可申越旨未沙汰者無之ハハ若其元之心得相成ハハ義申越ハハハ、早々可申合様可致存ハハ先者此段申合ハハ以上

閏二月廿一日

(朱筆)芝村

中老 千賀又兵衛也

又兵衛

(朱筆)御家老 杉浦正兵衛也

正兵衛殿

市郎右衛門殿

(朱筆)同 山下市郎右衛門也

尚々東三郎ニ者何れ出方筋有之ハ品能出宿ニ不及様至ハ、重□々安心之義掛挨拶向者勿論之義夫々も頼談相越
ハ付而者多少共入用有之義申迄も無之相心得居存ハ得申添置ハ事ニ□存ハ

御勝手ハ懸合之一条者北町御奉行所ハ御達筋ニ付御呼出し有之何等之御達哉一向心当無之昨日村上三弥罷出ハ
深川永代寺門前中町定七店真三郎煩ニ付清藏ハ其御領分味舌下村東三郎相手取願出ハ尤孫右衛門策治喜六等名前
相違無之歟之旨御尋ニ付爰元ニ而者睨ト難分在所表江尋可遣ハ旨申述日数者何日斗懸ト申哉申爰ニ付三十日ニ而
往返ニ懸ハ旨申述ハ処願書為及見ハ処長々敷願面ニ而中ニ者慶雲毒殺致ハ与相工ミハ杯ト有之所持之品預置ハ
一向返不申ハ當時者地頭馴合ハ郎を擒ニいたし置ハ甚敷敷取種々様々之事共書入有之旨長文ニ而写取も出来不
申ハ付名前文写取引取申ハ旨委細相究不申ハ由扱々不存寄義当惑いたしハ取早ケ様之取も有之間敷存ハ処全真
三郎爰元永住居相成ハ願立ハ積ニ而今迄延引致居ハ取敷ト被察ハ□キハ郎ト存願出ハ上弥御取上ケニ相成東三郎
始夫々呼出し相成ハ、誠大変ニ付今之処右様不至様心配致度ハ右懸与力致宅談篤ト是迄之手続等内談いたし度
と存ハ得共中々面会者致不申ハ旨ニ付御頼之谷村方相懸内話之上懸ハ取合等頼談可及々余ニ致方無之ニ付御用人
方一統申談之上今夕正太夫相越ハ心得有之ハ且前文之通夫々名前相違無之哉在所尋可遣□次第可申出ハ様ニ徳度

達しも無之様子三弥申居ゆニ付若心得之願書為見置ゆ直様御呼出し等ニ相成ゆ而以之外更故從是名名前等相送旨申述ゆ迄者御呼出も無之事凡往返之日数等尋居ゆ処ニ而者右等之更者有之間敷存ゆ得共何分不安心ニ付其辺之処も承合旁谷村へ可罷越与存ゆ何卒御取上ケニ不至様只今之内手段与存ゆ初発ゆ之手続不申述ゆハ、而者難分ゆ南都出入之処大概存居ゆ得共其前之処扨不相心得ゆ間取初ゆ之手続巨細ニ取調認メ取ゆ而早々被申越ゆ様有之度ゆ右ヲ以篤与頼談いたしゆ更工不申様取扱度ト存ゆ今夕谷村江相越ゆ上尚又見方御振合可申入ト存ゆ得共手續書之処差急ゆニ付不取敢一封以申入ゆ委細者御勝手ゆ名前書写等差向懸合可有之ニ付承知之上一日も早く手續書差向ゆ様重役へも被申聞度ゆ東三郎も承知いたしゆハ、嘸当惑心配可致ゆ何れ同人出方筋ニゆ得共爰元へ罷下ゆ様相成ゆハ、不容易之義具々今之処ニて手入御取上ケ不至ゆ様いたし度一統申談罷在ゆ尚追々申入ゆ以上去二日出之御便り相達ゆ御用状□々具ニ致承知差急ゆ御用節も有之ゆ得共何れ兩三日之内直封差出し可申ゆ左様御承知可有之ゆ以上

始末書嘉永五年五月二十一日の記録によれば、藩当局は、本家東三郎が訴訟に應ずる以前の段階で原告の要求を認めるように(『出入下』)、すなわち裁判外の和解をなすように要請しているが、東三郎は、江戸表へ行き返答することを主張する。六月七日東三郎は、召捕同様の姿で大坂へ連行され、芝村藩中老千賀又兵衛郡代御用人丹羽彦弥代官谷口次夫ならびに村役人等の面前において糾問され、究極的には、裁判外の和解をなす旨の『差入申議定之事』を書かしめられている。これが『嘉永五子年六月於大坂旅籠屋無理印形取ゆ対談議定書并銀証文之写』と称する文書である。

「嘉永五子年六月於大坂旅籠屋無理印形取_レ対談議定書并銀証文之写」

差入申議定之事

一当村東三郎孫右衛門策治喜六相手取不実出入去二月中井戸対馬守様被願上則 御尊判頂戴被相附依之銘々出府御吟味可請処素々親類之好_ミを存家名相統之手当ニ預置_レ諸式一統立会之上取調不殘可相渡之処年月相立_レ中者不分明之口々も有之右ニ付八郎殿慶雲殿真三郎打合其内江左之通相渡_レ

一当銀百拾貫匁 今度出府迄ニ相渡

一銀六拾貫匁 新規証文ニ改卷ヶ月五朱之利ヲ加

但此分当子年十月切銀式拾貫匁相渡可申_レ

来丑年十月切同式拾貫匁相渡可申_レ

来寅年十月切同式拾貫匁相渡可申_レ

一東三郎所持之田地居村高百七拾石之内高反別平均割合を以高四拾石分別紙之通一統帰村之上取調其元殿届之場所割渡本紙証文ニ相改相渡可申_レ

一慶雲殿所持屋敷地 卷ヶ所

但御領主様々地子免許相成分東三郎入凶ニ相成分此度相改差戻可申_レ

右之通相添八郎殿慶雲殿福三郎殿三人身分并人別送り共真三郎殿并親類源吾殿江引渡和熟内濟之対談仕_レ処尤被存双方無申分出入下ニ而可為相济旨御承知ニ相成_レ段一統□存御趣意大切之義者慥ニ承知仕□御判物道中太切ニ

仕御差日四日以前着御届奉申上り段奉畏い於彼地双方申合済証文奉差上り為後日儀定一札依而如件

撰州嶋下郡味舌下村

嘉永五年

子六月

相手 東三郎印

年 寄

同 喜 六印

同 大庄屋

同 策 治印

元庄屋

馬場 孫右衛門印

右之通一統承知仕相違無御座い

年 寄

同 孫三郎印

同

庄 三郎兵衛印

甚 屋

甚 兵衛印

(付箋)

当六月中浜村源吾家出致い度

江戸

支配違江懸る出入について

当時八郎身分之義者
京都東園殿御内ニ而
大坂表ニ旅宿いたし
居申之事

真 三 郎殿

□ 本

清 蔵殿

撰州中浜村親類

源 吾殿

始末書六月二十七日の記録によれば、東三郎の母貞広は他領の親類とともに、この問題を不法の始末——分家乍有
本家取潰義ヲ企剩名前入御当地旅宿江取籠置右ニ付村役人一同徳心致不差戻出入——として、大坂東町奉行所へ訴え
受理されている。この時の奉行は、後の幕末の政治家外交家として著名な川路聖謨である。これより二カ月余のちに
川路聖謨は勘定奉行に就任している。他領の親類とともに訴えているのであるから、この事実にもまた訴訟当事者の
側からする支配違の作為が認められる。翌二十八日地頭役人ならびに村役人一同その他東三郎の番人に至るまで、残
らず離散してしまっている。このような本家側の行動に対して、藩当局の対抗策は、先に東三郎より強奪した『差入
申議定之事』を能う限り早く江戸表へ差出すことであつた。

始末書七月二日不実出入の差日、東三郎の証文が提出されているのであるから、法上の意味においては、評定所に
受理された不実出入は、その実質的審理に入る以前に結着をみたことになる。

これに対し、本家東三郎側は、七月十二日大坂町奉行所より添翰をもらい、江戸表へ出立し、東三郎の日記によれ
ば、公事宿手代と推定される清吉へ真三郎願書の控、返答書下案、対訴の書付そのほか手続書等を渡したのである。

右の対訴の書付が、次に紹介する不法出入を公事銘とする訴状（按文）であって、芝村藩の審理を非難するという性格の文書である。判決非難ともいうべき不法出入が支配違の作為により評定所へ提起されるといふ方式には、上訴に近い性格を認めうるのである。

乍恐以書付御訴詔奉申上い

石原清左衛門御代官所

河州若江郡御厨屋村

百 姓

太左御門娘

たか煩ニ付代

親類

訴詔人

不法出入

織田主水様御領分

摂州島下郡末舌下村

百 姓

相 手 豊 三 郎

元 庄 屋

支配違五懸る出入について

三七 (五九三)

同 孫右衛門

頭庄屋

同 策治

庄屋

同 甚兵衛

深川永代寺門前仲町

定七店

同 真三郎

右訴詔人たか煩ニ付代 奉申上ハ

右たか義者去亥九月中媒人有之相手村方頭庄屋東三郎妻ニ差遣尤たか人別之義者未実家入帳罷在ハ儀ニ御座ハ然
処右東三郎儀私方江罷越申聞ハ者相手之内真三郎儀東三郎江相掛不実出入申立

井戸対馬守様江奉出訴当七月二日御差日之 御尊判頂戴拜見奉恐入ハ拜見仕ハ処都而事实之義無之不義不当之義

書頭有之ニ付依之ハ出府之上始末可申立存罷在ハ折柄当五月中織田主水様御家来千賀又兵衛外丹羽彦弥 谷口次太夫兩人大坂松江町多

田屋善兵衛与申旅人宿江出張いたし居右東三郎呼寄今般之一儀ニ付早々銀対可致様被申付ハニ付聊対談可仕ハ筋

々毛頭無之押而相断ハ出府之義奉願上ハ得共出府之義被差留不相成ハ間得与申聞度儀も有之旁可差扣旨被申付御

聞濟無之□□□□右善兵衛居宅別間江押込差留置咎人同様之取扱相成昼夜番人附置守護罷在ハ猶此間其上居宅お

ゐても家内出入差留昼夜三人被番人付ハ一体前書真三郎儀者東三郎元分家八郎与申者之悴ニ御座ハ処同人義兎角

身持不埒ニ付先祖伝來之所持高五十四石其外居屋敷家財等我儘売払去ル天保九戌年年中居村立去大坂内松ノ江居
 仕ハ東三郎兄常三郎相手取奉出訴ハ一件□□□□□□□□□□ハ其後又々南都喜多院□□□□□東三郎相手取種々□□ハ
 奉出訴ハ一件□□ハ漂泊いたし罷有ハい処様領主家來太田甚吾美並武右衛門申口 領主御思召之由ヲ以取□御座ハ
 、然媽又婦任被為仰付ハ本別和熟之段被申付ハ裁許書頂戴仕罷在ハ義御座ハ事濟相成御座ハ右主水様御家來分相成ハ由
ト事工ハ心底ニ而且俸右真三郎ハ同五六ヶ年以前年中深川永代寺門前仲町定七店ニ住居罷在ハ然処同人義申立ハい者以前親共一同村
 方ニ住居仕ハ砌所持高者勿論其外諸式共不殘東三郎方江相預ケ置ハ付此節可引取及掛合ハ得共彼是申紛相渡ハ吳
 不申ハい故無抛及出訴ハい段承知仕ハ得共何ヲ目当江無跡形難題申掛ハい哉何共難得其意殊御領主役人衆おハるても此段
 篤御存知有ハ之ハ義御座ハい処所持高五十四石其外諸式相預ケ置ハい儀ニ相違無之當時ハ八郎儀者御家來筋相成□先般殊
眞三郎親ハ即ハ取入示談有之手筈有之儀歟出入之都度々夫々對談も行届ハい故同人ハ願立之儀も成□□ニ付俸真三郎へ申合口親子馴合之上同□之御役人衆江
 取入事々敷様申聞事成就いたしハい上者九当之配分可仕ハい段示合ハ付右御役人衆并村役人共其外一同馴合様々ニ
 謀斗取行真三郎ハ為致出訴乍去不殘相渡ハ而ハ差支筋も可有之間右之内高四十石諸式代与して銀百拾貫目急速可
 相渡旨既對談書等相認調印可致段敷敷被申付ハ得共実ニ不存寄事ニ付達而相断ハい処彼是申聞ハいおハるても取斗方有
地所ハ申聞ハ義を不相用之様役威ヲ以申□取初ハ巷間江差留番人迄附置過急同様自由等も不相叶ハい次第殊更東三郎親類身寄共迄夫々呼寄
折柄東三郎酒氣差強既一命□絶ハ無之義御座ハ逃向分用捨無之被申付ハ得共吟味□申□ハ様々ニ申談聊延引難相成場合右様親類共呼寄手詰之取斗被致此上私ハ人相支ハ而ハ尚如何様之救命可受哉も難斗
不抱本人銀幣之義御達□申付ハ強而相支ハ老真広共亂明
 与存込何れ自儘ニ相成ハい上之手段与右役人衆之任申聞同六月十二日調印仕ハい儀ニ御座ハい尤右其後御用捨可相成与
 存ハい処矢張其儘被差置殆当惑罷在ハ母貞広ハ大坂町御奉行川路左衛門尉江其段□對訴別紙写奉御覽ハ折柄其御筋
右兩人并元庄屋孫右衛門御声懸ニ而用捨相成婦村罷在ハ節粗風聞及承ハい処東三郎代与して相手豊三郎頭庄屋策治其外之者ども出府之上

御掛御奉行所様江示談行届金子取引相济地所へ追而国許おるて取引可仕旨既济口証文差上御聞济之上帰国仕御掛御奉行所様江趣

ニ付驚人如何可致与心痛罷在愚昧之東三郎与見掛乍去東三郎ノ金子等不差出金子取引いたし愚昧之東三郎与見掛義是又欺敷右者全八郎ハ当時御領主

御家来分相成愚昧之東三郎与見掛由ニ付親子申合在所御役場御役人衆江取入其外相手之者共私欺ニ相泥一同馴合金子之儀ハ親類共

ニ而立替取引仕追而東三郎同人ノ敢初対談書之趣意ヲ以地面共可欺取詰一同ほしいまニ可仕所存与相見何共心外至

極ニ付一旦対談書江調印仕同人共不法之始末ヲ申立其御筋江奉歎願度存同人得共□御領主御役場おるて御添簡難差出

是以難茨仕左同人逆此儘帰宅仕同人而ハ先般之議定ヲ以相手之者共ハ勿論同所御役人中同人又ハ何様可被申付哉も難斗

依之無抛当日行方相成□兩端ニ相ハ旨申之相欺居同人ハ付後々時日□一糺家ハ処実以不便之至右者東三郎身分極難之仕合然ニ右

豊三郎ハ別而之義其外一同謀斗取行言語同断之いたし方たか儀も同様家内ニ罷在同人ハ儀も出来兼東三郎一家乱様之

基此形捨置同人ハ而者退転可及ハ眼前之儀何共心外至極と奉存同人ハ間無余儀今般御訴詔奉申上同人ハ何卒以

御慈悲前□之始末御賢慮被成下相手之者共一同被差出御吟味之上一旦対談書破却いたし向後右躰難茨不申掛様御

百姓永続相成同人ハ様被抑付被成下□□方受上ケ已上

石原清左衛門御代官所

河州若江郡御厨屋村

百 姓

太左衛門娘

たか煩ニ付代

親 類

嘉永五子年何月

訴詔人

御奉行 所様

八月七日、添翰と着届を差出している。

日記によれば、八月十一日、再吟味は御定法にはない旨の申渡が提示されている。ただし、十四日の記録によれば、『再吟味之義ハ御定法ニはづれ候義ニ而迎も取上ケ候事難為叶依而一ト先願下いたし其上又願方も可有之旨御内意御利解ニ付とくと勘弁之上御答可申上旨ニ而』とある如く、後の難渡出入、欠込願といった東三郎の行動を可能にするような「御内意」が示唆されている点に注目するを要する。

嘉永七年十一月十五日東三郎は、究極的手段として、欠込願をなすに至っている。小早川氏の研究によれば、駈込訴不受理は原則であり、死罪をもって罰せられる例も認められるが、「幕府の政務に關聯を有する重大事件の駈込訴は例外として受理されるのである。」とある点が重要であって（「近世民事訴訟制度の研究」四五頁）、東三郎は、不法出入の趣旨をあくまでも貫徹し、芝村藩の不当な裁許が幕政の一端に關連を有することを示唆しているのである。この欠込願が受理され、例外ともいふべき事実上の再吟味がおこなわれたのであって、ついに安政四年五月二十五日次に示す如き濟口証文を評定所に提出するに至るのである。

「差上ケ濟口証文之写」

差上申濟口証文之事

支配違江懸る出入について

一本所松井町式丁目五人組持地借太助申上り摂州嶋下郡味舌村百性東三郎義者旧縁之者御座い処去ル子年八月中私方へ便り参申聞いニハ相手之者共馴合非分之取斗を以て身上向横領可致手段ニ而彼是難渋而已被申懸住所迷ひい様取巧當時可行方も無之趣相歎いニ付同年十一月私代彼地江差遣相手之者共へ東三郎申聞い始末及懸合い処不法申張取敢不申趣ニ而立帰いニ付去丑年三月中私相登り東三郎止宿致居い段駈ト断置一躰之始末及懸合い処不法我意申募り自儘之挨拶致居い間出訴致い段相届性名書差出い様申聞い処乱妨之所業ニ而私江打擲ニおよひ候ニ付心外ニ者存い得共不法之者共彼是申争ひい而者却而何様之患苦を請可申も難斗ト存其場者程克申成帰府仕い後東三郎儀村方人別除帳ニ相成い趣承り及いニ付驚入一躰東三郎身分私方止宿致居い義再応断置い処懸合も無之右躰之始末ニ致しい者相手之者共馴合俄ニ取捨い義奉存右様相成い上者東三郎母貞広義も可便者も無之様相成東三郎妻ニ至迄此上便参い者眼前之義ニ而路途ニ迷ひい義歎ケ敷存いへ共困窮之私東三郎留置い而已ならず家内多之もの共不残引請い様成行い而者暮方之手段無御座い右様取斗い而者私而已難渋ニ相懸い義ニ而迷惑至極奉存東三郎止宿之儀断置いを不用地頭所江被申立い而者引合置い詮無之殊ニ彼地へ相越及懸合い而も不法而已申募り打擲等およひい段難得其意取斗早竟相手之もの共義馴合取捨い義而已無謂私まで難渋相懸ケ片時も難捨置甚心外至極ニ奉存い間去ル丑年七月中 池田播磨守様へ御訴詔申上り得者翌寅年正月廿五日双方御評所へ可罷出旨御裏御判頂戴相付い処御差日当日公事合之上孫右衛門者當時領主家来ニ付別段御呼出し有之御吟味相成申い右出入筋之義者天保五年十月中分家味舌下村百性死失八郎と東三郎兄鉄蔵相手取年来之作徳請取不足并ニ預ケ銀取込有之趣領主役場と願出い処鉄蔵方ニ而者年立い義殊本別之間柄更ニ勘定合無之心得故彼是差纏れ扱人立入願高之内当金請取又者不足いたしい残銀四百貫目鉄蔵方へ預ケ証文相改翌未年八月中内濟

以後同人病死致し東三郎相統致し、右四百貫目証文銀請取度八郎存念ニ而大坂町御奉行所又者奈良御奉行所江御訴詔申上、得共御取上ケ無之、其後八郎次男真三郎義深川永代寺門前定七店ニ罷有、節嘉永五子年七月中同人病氣ニ付代清藏、東三郎外三人相手取

井戸対馬守様御勤役之節不実出入御訴詔申上御稟御判頂戴相付、右領主家来村役人立合之上及懸合、右領主東三郎病氣ニ而抄取兼、付及延引、而者恐入、右義ト存外相手之者共一同示談之上、当金相渡夫、証文取引等仕内、濱行届帰府いたし、濱口証文差上、右領主東三郎全快之上、右濱口之内聊心底ニ不応廉有之、訴答とも示談及ひ心得ニ而大坂町御奉行所、御添翰相預取急出府之、初村方へ断方等不行届ニ付領主ニおゐて、八家出致、右義ト心得違致跡ト本宅江者番人等相付家族一時ニ離散致し、右次第ニ至、右儀之所為引合、八郎伴兵太同人弟真三郎幾右衛門常治郎權次郎儀、右衛門太左衛門被召出撰州東成郡中浜村元庄屋源吾前書真三郎代清藏儀者欠落致し、付御召捕ニ相成入牢被仰付御吟味之上夫、事柄相分り懸合中源吾清藏義者病死仕、右者元来年立、右金子之義ニ付領主家来ヲ始メ取斗方行違之義品、有之故深く御吟味受、而者恐入、右義ニ付再応訴答并ニ引合之もの共示談之上、東三郎所持之味舌下村其外出所持之田畑建家諸道具迄も取調、上改而東三郎へ相渡、子年、卯年迄、四ヶ年分作徳村役人方預り銀七拾七貫五拾匁三分五厘之義も同人江相渡、真三郎清藏方へ請取并ニ相對取引之分合銀百拾貫目相渡、内東三郎、金三百五十両差出、其余者村役人共立替差出し、右其初源吾方ニ兼而八郎借財有之趣ニ而右源吾過半取込遣捨有之上、東三郎家事之儀者右躰差纏及難渋、右義ニ付此度示談之上、村役人并ニ立替之内、六百両者先年同人、右領主勝手向へ差出置、右金子之内ニ而村役人方へ追々請取其余之分者領主方、追々村方へ相渡、右積り□外同人永統為手当兼而用、達金五百両領主方、是又下ケ渡相成、右管就而者兵太真三郎亡父八郎病死後外ニ可便方も無之、付

東三郎并村役人共々見繼ミツ金貳百五拾兩相渡以後東三郎村役人江対し無心合力者勿論出入ケ間敷義者毛頭申出間敷旨駈与示談仕夫々改而一札請取是迄之書付者悉く双方立合墨引いたしゆニ付一件引合之もの共迄も以後申分無之且村役人義東三郎村方欠落之趣申立ゆ義者全行違ニ而其余願面ニ申上ゆ始末者其砌混雜致双方心得違可有之ゆニ付此上更ニ違論等無之東三郎并ニ家族ニ至迄向後村方ニ安住相成ゆ上者以来双方聊之分無御座応談内濟仕偏ニ御威光を以相濟難有仕合奉存ゆ為後証濟口証文差上ゆ処仍而如件

本所松井町貳丁目

安政四巳年五月廿五日

五人組持店

願人 太 助印

右太助方罷出ゆ

撰州嶋下郡味舌下村

百 性

東 三 郎

五人組

和 助印

同

彦 兵 衛印

名主六左衛門煩ニ付

代 浅 吉印

織田豊前守家来

相手 馬場 孫左衛門印

差添人 小林 泉之進印

織田豊前守領分

摂州 嶋下郡 味舌下村

頭 庄屋

策治頼ニ付代

相手 倅 播 作印

年 寄

喜六頼ニ付代

同 忠 藏

百 性

同 豊 三 郎

百性 幾右衛門 頼ニ付代

引合人 万 助印

頭 百性

支配違江懸る出入について

同 彦 治 郎 印

百性捨次郎煩ニ付代

同 弥 藏 印

同 儀右衛門煩ニ付代

同 半 六 印

庄 屋

差添人 甚 兵 衛 印

大坂高津新地九丁目

周藏借家

同 兵 太 印

同人方同居

弟 真 三 郎 印

町役人代

差添人 庄 助 印

多羅尾久左衛門御代官所

河州若江郡御厨村

百性太左衛門煩ニ付代

引合人 卯 之 松印

組頭久左衛門煩ニ付代

差添人 米 吉印

御評定所

右証文によれば、東三郎より真三郎へ渡すべき金額のかなりの部分が、芝村藩の御用達金（東三郎よりの）から支払われることになっており、芝村藩に対する間接的制裁ともいべき結果が示されている。東三郎の不法出入の趣旨は、一定の限界内においてであるが、右濟口証文の中に生かされていると断定してさしつかえないのである。